

令和4年4月1日付け宮崎県教育委員会事務局等 組織改正に伴う規則及び訓令の改正等について

1 目的

令和4年4月1日付け教育庁等組織改正を行うにあたり、関係規則及び訓令の改正を行う。

2 主な組織改正の内容（規則、訓令の改正等を要するもの）

- (1) スポーツ振興課に競技力向上推進室を設置
- (2) 教育研修センターの企画調査課の廃止

3 上記により改正等を行う規則及び訓令

- (1) 競技力向上推進室設置規程 ※新設
- (2) 宮崎県教育研修センター管理規則

4 規則及び訓令の改正等の内容

- (1) 競技力向上推進室設置規程を新設する。
- (2) 教育研修センターの企画調査課を削除する。

5 施行期日

令和4年4月1日

競技力向上推進室設置規程をここに公表する。

令和4年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

宮崎県教育委員会訓令第 号

本 庁

各出先機関

各教育機関

競技力向上推進室設置規程

(目的)

第1条 県教育庁組織規則（昭和50年宮崎県教育委員会規則第4号。以下「組織規則」という。）第17条に基づき、令和9年に開催予定の国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務を処理させるため、教育庁スポーツ振興課に競技力向上推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(職の設置)

第2条 県教育庁職員の職の設置に関する規則（昭和39年宮崎県教育委員会規則第9号）第1条の2に基づき、推進室に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりする。

職	職務
室長	上司の命を受けて、推進室の事務を掌理する。
2 前項に規定する職のほか、推進室に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりする。	
職	職務
主幹	上司の命を受けて、推進室の特定の事務を掌理する。
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする推進室の特定の事務を掌理する。
副主幹	上司の命を受けて、その相当高度の専門的業務に従事し、又は推進室の特定の事務を掌理する。
主査	上司の命を受けて、専門的業務に従事する。

専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。
専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。
主任主事	上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。
主事	上司の命を受けて、事務に従事する。
主任技師	上司の命を受けて、複雑な技術に従事する。
技師	上司の命を受けて、技術に従事する。

(雑則)

第3条 この訓令に基づき設置される推進室は、組織規則第1条の2に規定される課内室とみなす。

2 この訓令に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は教育長が定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 号

宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県教育研修センター管理規則（昭和43年宮崎県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 教育研修センターに、次の課を置く。</p> <p>総務課 学習研修課 教育支援課 <u>企画調査課</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 (1)～(8) [略] 学習研修課 (1)～(4) [略] 教育支援課 (1)～(4) [略] <u>企画調査課</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 教育研修センターに、次の課を置く。</p> <p>総務課 学習研修課 教育支援課</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 (1)～(8) [略] 学習研修課 (1)～(4) [略] 教育支援課 (1)～(4) [略]</p>

- | | |
|--|--|
| <p>(1) <u>調査等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教育関係機関との連携に関すること。</u></p> | |
|--|--|

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。